

戸婚律放家人爲良還壓條論考

石
尾
芳
久

周知の如く、内藤乾吉氏がその研究「敦煌發見唐職制戸婚廢庫律斷簡」なる嚴密な考證において、日本律の戸婚律放家人爲良還歷條に關する重要な問題を提起され、それに對する深い思索を示されたことは（内藤乾吉「中國法制史考證一八二頁以下）、仁井田陞氏・牧英正氏の洞察に富む論争となつて結實している。

法制史研究編集委員會より、牧英正氏論文「戸婚律放家人爲良還歷條の研究」（法學雜誌第九卷第三・四號）の書評を托されたことを契機として、この問題の側面についての私自身の見解をまとめてみたいと思う。

内藤乾吉氏の考證により、敦煌發見唐職制戸婚廢庫律斷簡は、大體において永徽律なることが斷ぜられているが、右戸婚律の條文に關しては、訂正文が細字で傍記され（訂正文には則天文字が使用されていない）、この訂正文は、『各』の一字が足りないのを除けば、開元二十五年律と同文であること、しかも、逸文の形においてではあるけれども、右條文に相當する日本律が現存することよりして、重要な問題が提起されることとなる。

すなわち、これによつて、永徽律と神龍以後の律との比較研究が可能となり、唐代法典編纂史の本質についての考察を深めることができるということ、また、日本の大寶律養老律は、永徽律を藍本とするものであるが故に、唐律疏議と日本律との比較という如き間接的な比較ではなくして、直接的な比較研究が可能となるということである。

しかるに、ここに困難な問題が生ずる。

それは、右戸婚律條文に相當する日本律條文が、文章上では永徽律と斷ぜられた斷簡條文（以下これを内藤乾吉氏に従つて舊條文と稱する）に類似し、内容上では傍記された訂正條文（以下これを内藤乾吉氏に従つて新條文と稱する）に類似するということである。

牧英正氏の見解は、後者の類似を根本と解されるのであるが、そうすると、新條文が、永徽律を藍本とする養老律

條文と同文となるということよりして、これを永徽律とみなさざるを得なくなり、舊條文、従つて則天文字でしるしである斷簡そのものが永徽以前のもの、例えば、貞觀律といつた問題を生ずることになるのである。

しかし、斷簡の年代測定については、仁井田陞氏が批判されたように、則天時代の現行律こそが則天文字で書いてあると考察すべきであるという點が、牧氏見解にとつて解決し難い難點となるのである（仁井田陞「中國法制史研究法と道徳」三二〇頁）。

唐戸婚律の舊條文、新條文、日本律條文をあげるならば、次の如くである。

舊條文

『諸放奴婢爲良。已給放書。而還壓爲賤者。徒二年。若壓爲部曲。及放爲部曲。而壓爲賤者。各減一等。放部曲爲良。還壓爲部曲者。又減一等。』

新條文

『諸放部曲爲良。已給放書。而壓爲賤者。徒二年。若壓爲部曲。及放奴婢爲良。而壓爲賤者。各減一等。卽壓爲部曲。及放爲部曲。而壓爲賤者。又（各）減一等。各還正之。』

日本律條文

〔凡〕放家人爲良。已經本屬。而還壓爲賤者。徒二年。〔裁判至要抄引養老戸婚律逸文〕

内藤乾吉氏は、日本律逸文に、『還壓』とあることを重視され、日本律がこのように『還』字を用いていることは、唐律の舊條文の『還』からきたものであつて、『還』字のない新條文を受けたのであるならば、『還』字を用いることはなかつたであろう、とされ、次に、唐律舊條文における『還』字の用法が、いずれも「もとにかえず」という意味

に用いられているということを指摘され、従つて、日本律逸文に、家人を放して良としたものを壓してもとより低い（奴婢）とした場合に『還』字を用いるのはおかしく、この家人はもと日本律にも奴婢とあつたのを後に改訂したか、または日本律は最初から唐律をこのように改めたか、または唐律の新條文を見て後人が妄改したかのいずれかでないかと疑われる、と指示されているのである（『中國法制史考證』二二二頁以下）。

これに對して、日本律逸文の家人は、後人の妄改に非ずして、養老律にも大寶律にも存し、それ故、逸文そのものを、大寶律・養老律の條文とみなすことができ、却つて日本律における『還』の字の用法は唐律舊條文におけるようには嚴格でないとされるのが、牧英正氏の見解であり、従つて牧氏見解をおしすすめると唐律新條文が永徽律で舊條文はそれ以前の律文ということになる。

牧英正氏が裁判至要抄所引の戸婚律逸文を大寶律・養老律の律文と認定された根據は、次の如き、戸令良人家人條の壓の字にしるされた義解、古記の註釋である。

義解

『謂壓者。放家人奴婢爲良。還壓爲賤者也。』

古記

『壓謂放家人奴婢爲良。還壓爲賤也。』

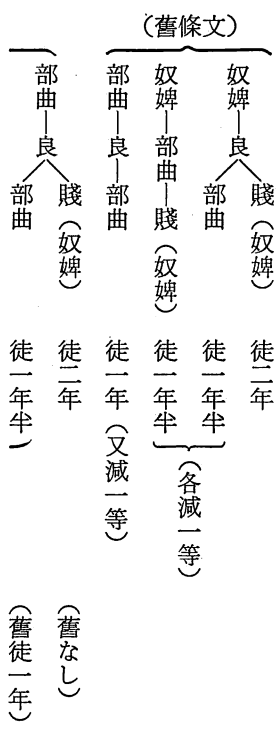
すなわち、氏は右二つの註釋の中に、家人―良―賤（氏はこの賤を奴婢に限定される）のケースが含まれており、これがまさに裁判至要抄所引戸婚律逸文のケースに合致するところから、戸婚律逸文を大寶律・養老律の律文と認定され

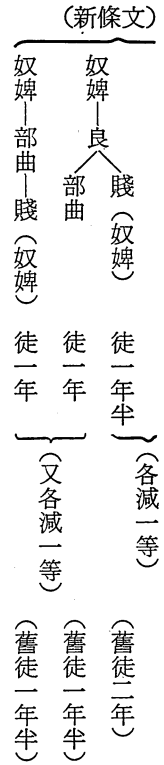
たのである。

牧英正氏がこの問題を論ずる場合に養老律のみならず大寶律をも注目すべきことを説かれたのは、氏の烟眼を示すものである。

但し、義解、古記の註釋の中に、家人—良—賤のケースがあり、裁判至要抄所引の逸文と合致するからといって、それが直ちに逸文を大寶律・養老律の律文と認定する根據となるかどうか——この點は、今少し慎重な考慮が必要であらう。仁井田陞氏が右の點を批判して、義解、古記の註釋は、戸令にいう『歴』とは何かを説明しているだけであるとのべられたことは、深く味わうべき言葉である、と思う。

以上のべてきたところによつて明白となつたように、この問題を検討するためには、まず、唐戸婚律の舊條文と新條文の相違の本質は何かという點を、考察しなければならぬ。新條文と舊條文の内容の相違を内藤乾吉氏の圖示に従つて示すと、次の如くである。





右の新・舊條文の内容を比較して判明することは、新條文において部曲—良—賤の規定が新たに設けられ、部曲—良—部曲の制裁が舊條文よりも重くなっているのに對し、奴婢—良—賤、奴婢—良—部曲、奴婢—部曲—奴婢の制裁が、舊條文よりも軽くなっていること、すなわち、新條文においては部曲保護の關心が強いことを看取し得るのであり、また、舊條文においては、新條文の部曲—良—賤の如きケースが全く考えられていない——元の身分以下に引下げることが全く考えられていないこと、すなわち、舊條文においては、一旦良に放しておきながら再び元の身分に引下げる——「もとにかえす」ということが主要な關心の對象であり、そこに『還』字の使用されている意義を看取し得るのである。日本の大寶律・養老律において、唐律新條文の部曲保護の關心の如き、家人保護の關心が果して存したであろうか。この問題は後に論ずることとする。今は、文献の考證に限定して考察するならば、舊條文においては、元の身分以下に引下げるといふことは關心外であり、還壓、すなわち「もとにかえす」ことが主たる關心の對象であつたといふことを、根本としなければならぬ。

さて、右述したところで明白となつたように、重要な史料の意義を有する戸令良人家人條とそれに附せられた諸種の註釋を、次に列記する。

戸令良人家人條

戸婚律放家人爲良還壓條論考

『凡良人。及家人。被_レ壓略充_レ賤。配_レ奴婢。而生_レ男女者。後訴得_レ免。所_レ生男女。並從_レ良人及家人。』
壓略に關する注解

義解

釋
『壓者。放_レ家人奴婢爲良。還壓爲_レ賤者也。略者。不_レ和之稱。卽略_レ良人爲_レ奴婢之類也。』

『壓。鎮也。音烏狎反。謂放_レ家人奴婢爲_レ良。還壓爲_レ賤也。略者。強取爲_レ略也。音離灼反。謂略_レ良人爲_レ奴婢也。』

古記

『壓。謂放_レ家人奴婢爲_レ良。還壓爲_レ賤也。略。謂略_レ良人爲_レ奴婢也。』

穴

『其和誘和同相賣者。科_レ逃亡罪。然則所_レ生男女。依_レ下條從_レ賤也。賊律疏云。受_レ誘律無_レ正文者。並合_レ從_レ坐科_レ罪。若逃亡罪重者。依_レ例當條雖_レ有_レ名。所_レ爲_レ重者。自從_レ重是。』

令釋

『壓者。放_レ家人奴婢爲_レ良。還壓爲_レ賤。略者。略_レ良人爲_レ奴婢者。未知。已放從_レ良了。而何故終文。所_レ生男女從_レ家人。若不_レ得_レ令_レ心_レ歟。答。以_レ家人壓爲_レ奴婢耳。故其所_レ生子還從_レ家人。私思。令釋所_レ說。不_レ合_レ令文。』

朱

『問。良人者。未_レ知。雜戶陵戶何。此亦從_二本色_一耳歟。凡於_二雜戶陵戶_一。稱_レ壓稱_レ略何。答。一端舉_二良人_一。餘色亦從_二本色_一。有_レ除_二良人_一外。雜戶以下皆可_レ稱_レ壓者。』

右の註釋をみて、まず氣のつくことは、『壓』の解釋において、『充賤』を、義解、釋、古記、令釋の説がいずれも、『還壓爲_レ賤』としているのに対し、『略』の解釋では『充賤』を、以上の諸家の説において、いずれも『爲_二奴婢_一』となしている點である。この相違は、恐らく、その参照する律文の相違によるであろう。『略』については、いうまでもなく、賊盜律略人條が關連する。その律文は『凡略人、略賣人、(不和爲略、年十歲以下、雖和亦同略法)爲奴婢者遠流、云云』とあり、『爲奴婢』が認められるのであつて、右法家の解釋がこの律文を参照したことは明白であろう。かく解するならば、『還壓爲_レ賤』もまた律文に由來するとみなければならぬ。この場合、いずれも『還』の字が附せられていることは、重要である。

賊盜律略人條に略人とあるところは、法家の解釋では略良人となつてゐる。律文を變更してゐるのである。これは文義を明晰とするための措置であろう。また、律文に、略人、略賣人とあるところを、法家の解釋では、略賣人を削除し、簡略にしている。これより類推して考察するならば、義解、古記、釋、令釋の『放家人奴婢』は、律文そのままではなくして、律文に變更を加えたものとみるのが穩當であろう。それではどのような變更を加えたのであろうか。

この問題を考える前提として、義解、古記、釋、令釋の『放_二家人奴婢_一爲_レ良。還壓爲_レ賤』に即して検討してみよう。『還』の字は、既に指摘したように「もとにかえず」という意味である。牧英正氏は、右文の『賤』を奴婢に限

定された——略の場合には奴婢に限定されている——が故に、ここに『還』字が用いてあることが、『還』字の正確な用法を示す、とされた。しかし、右文に即して虚心に考えるならば、家人奴婢は私賤であつて、良に對しては、賤として包括されるものである。すなわち、賤は家人奴婢を包括すると考えて少しも差支ないのである。かく解するならば、『還壓爲賤』は、家人は家人に奴婢は奴婢にかえずということになるのであり、『還』字の正確な用法と矛盾しないのである。現に朱書傍注は『壓』について『一端擧爲良人。餘色亦從本色。』となしており、本色——元の身分にかえずと解釋しているのである。以上のことを總括するに、『放家人奴婢爲良、還壓爲賤』には「もとにかえず」という點に關心が注がれているのであつて、唐律舊條文とその關心の方向を同じくしている、といわざるを得ないのである。

それ故、律文に『放奴婢爲良。……還壓爲賤』とあり、『放家人爲良。……還壓爲家人』とあつた點を合して、放家人奴婢とすることによつて、これを簡潔に表現したのであろう。『還』字に重要な意義が存したので、賤が家人奴婢を包括し得る概念であるところから、これを生かしたのであろう。『略』の解釋文における律文の變更よりも、放家人奴婢を右述せる如き律文變更の結果とみなすことは、必しも不自然ではないのである。

唯一つ、令釋の解釋の中に『未_レ知。已放從_レ良了。而何故終文。所_レ生男女從_レ家人。若不_レ得_レ令心_レ歟。答。以_レ家人_レ壓爲_レ奴婢_レ耳。故其所_レ生子還從_レ家人。』とある點がある。しかし、この文の意味は、もと家人であつたものを奴婢とすると意味であつて、解放撤回を意味するものではない、と考えられるのである。というのは、令釋は、この文にひきつづいて『故其所_レ生子還從_レ家人。』となしており、還從家人というのは、もとの家人の身分にかえるということであり、従つて家人を一端良に解放したも

のを撤回するという意味ではないからである。『以家人一壓爲奴婢』ということは、解放撤回とは異なることとなり、そこに、單に壓爲奴婢となして、『還』字を用いなかつた趣旨が考えられるのである。かく解するならば、令集解に收められた法家の解釋においては、解放撤回は、とくに『還』字を附したと考えられるのであり、『還』字の用法が嚴格であり、そのもつ意義が唐律におけるよりもむしろ、より以上に重要であることを示唆するものがあるのである。もし、『以家人一壓爲奴婢』なる文を一端良に解放した家人を奴婢に引下げるといふ意味とかりに解釋するならば、令釋が『故其所生子還從家人』となしたことは、家人—良—奴婢のケースに關して令釋が完全に誤解してしたこととなる。いうまでもなく一端良に解放されたものについては後訴得免によつて所生男女は良となるからである。要するに『私思。令釋所說。不合令文。』という所以があるのである。もし日本律がかかるケース（家人—良—奴婢）を含みそれを重視するものであつたならば、法の解釋におけるかかる誤解は到底生じ得ないのである。それ故、令釋の右一文は、日本律における還壓と解放撤回の必然的なつながりを示す間接的な史料ともみなし得るのである。しかるに、牧英正氏は、義解、古記の『放家人奴婢爲良、還壓爲賤』に、家人—良—賤と奴婢—良—賤という二つのケースが含まれるが、前者が裁判至要抄所引戸婚律逸文のケースに該當するが故に、戸婚律逸文を養老律・大寶律の律文とされるのである。この思考方法は、裁判至要抄所引戸婚律逸文をもととして義解、古記の文を把握されるのであるが、律令條文の傳承という立場に立つならば、その順序は逆であり、義解、古記から裁判至要抄所引逸文へという方法をとるべきではないか。それ故、右述したような二つのケースを分解してその一つを抽出する以前に、まず二つのケースが共に含まれる—二つのケースをそれぞれ可能にする—状態を基本として考察しなければならぬのである。筆者は、それを、家人奴婢を一端良としながら、それぞれ本色にかえず——「もとにかえず」という點に關

心を示す文である、と解したのである。

牧英正氏は、裁判至要抄所引の律文には誤りがないとせられるのであるが、それは如何であろうか。新校群書類従所收の裁判至要抄所引鬪訟律には『告外祖父母_一徒二年』とある。右鬪訟律の條文は『凡告_二尊長。外祖父母。夫。夫之祖父母。雖_レ得_レ實。徒一年。』であつて、裁判至要抄律文は、これを著しく簡略化していることがわかる。のみならず、徒一年を、唐律と同様、『徒二年』としていることに、注目しなければならぬ。裁判至要抄所引の律文には、たしかに、唐律に依據した後人の妄改が認められるのである。また、裁判至要抄所引雜律に『買_二馬牛_一。已過_レ價不_レ立_レ券。過_二三日_一。答卅。賣者減_二一等_一。立_レ券之後有_二舊病_一者。三日內聽_二悔_一。返_レ。無_レ病欺者市如_レ法。違者答卅。』とあるが、右雜律條文は『凡買_二奴婢馬牛_一。已過_レ價。不_レ立_二市券_一。過_二三日_一。答三十。賣者減_二一等_一。立_レ券之後。有_二舊病_一者。三日內聽_レ悔。無_レ病欺者市如_レ法。違者答三十。』である。すなわち、買_二奴婢馬牛_一とあるところが、裁判至要抄所引雜律では買馬牛であつて、『奴婢』を脱落もしくは削除していることに注目しなければならぬ。後人の妄改とも考察し得るのである。これらの事實に即して考えるならば、裁判至要抄所引戸婚律逸文の『放家人爲良。已經本屬。而還壓爲賤者。徒二年。』なる律文を到底絶對視することはできない。内藤乾吉氏が推定せられた如き、奴婢を家人と改めるといつた妄改の疑をもつてみるのが、むしろ穩當なのではないか。なによりも重要なことは、裁判至要抄所引逸文をもととして、義解、古記を把握するのではなくして、義解、古記をもととして、裁判至要抄所引逸文を把握するという考察方法をとるべきである、ということである。

要するに、たしかに戸婚律を参考としたと推定される戸令良人家人條集解の法家の註釋において、『還』字の用法がみられ、一端良に放した奴婢家人を「もとにかえず」——從本色ことに主要なる關心をはらつていゝという點より

して、唐律舊條文をうけついでもの、と考えられるのである。

しかし、既述したように、この問題には、以上のべた如き文獻學的考證に盡きるのではなくして、奴隸制の歴史に即し大局的視野に立つて論ずべき側面が含まれている。唐律の新條文には、部曲保護という重要な方針がうちだされてゐるからである。

右の點について、仁井田陞氏は「修正律では、部曲奴婢の地位を考慮しつつ、かつ解放撤回の度合とそれに対する制裁の度合との均衡をとつたものである。濱口教授の見解によれば、部曲という名稱をもつ上級賤民が出現し、それがいよいよ法制的なものとなつた時期は、北周の建德六年(557)をさかのぼることあまり遠くないところにあつた。唐律における上記のような規定の變更は、部曲制度の成立が奴婢制度よりもおそく、解放撤回規定でも、唐初まだ安定性をもつに至らず、——あたかも宋代の農奴法が後からじよじよに補充されていつたように——後から補正されていつたことを示すものの如くである。もしそうであるとすると、唐代の部曲制度については、開元前にさかのぼり、唐初の制度全般について考え直して見る必要があるかも知れない。唐律の變化は日本律にも影響をもつたと思われるから、考え直しの必要は、また大寶養老律の家人制度についても除外するわけにはいかないかも知れない。」という重要な指示を與えておられる(仁井田陞「中國法制史研究法と慣習」三二二頁)。

すなわち、既述したように、唐戸婚律新條文に部曲保護の關心があらわれていることは、奴婢・部曲の歴史を考察する場合に看過し得ない意義を有すること勿論であるが、そのような部曲保護の關心には、奴婢・部曲の歴史そのものからもたらされる必然性がある、と考えられるのである。日本において、果して右の如き必然性にもとづく家人保

護の關心が存したであろうか。このことは、日本における奴婢・家人の歴史を考察する場合にも、極めて重要な課題となる。

さて、周知の如く、濱口重國氏は、「唐の賤民、部曲の成立過程」(山梨大學學藝學部研究報告第三號)なる基礎的研究において、「元と自由民であつた私兵(部曲)が、主將であり主人である人の下に妻子づれで永く從屬し、平素は主家の賤役に従ひ、事あれば部曲(私兵)として働いてゐる中に、何時とはなしに身分が自由民から賤民に顛落してつたのであり、これが唐法上の部曲の由來である旨を説いた。又唐法上彼等が上級賤民となつた所以は、沈家本氏によれば『此等人原其家世、本非賤隸、不可與奴婢同科而論』にあるといふ。つまり自由民部曲(私兵)の漸次的賤民法説である。」という通説に對して、「始めから賤民であつた家兵(部曲)をとりあげると共に、彼等は家兵といふ重大な職務に服するものであつたがため、同じ賤民でも上級賤民とされるに至つたことを説いたのであるから、先輩の説と著しく對象的である。」という洞察に富む見解を披瀝しておられる(同書五一頁)。

氏は、通説を批判して、部曲という言葉が、南北朝の末近いころまでは、後漢末三國時代に同じく、軍隊・部隊・部下・將校士卒・手下・隊伍・隊列などを意味し、官兵私兵双方に用いられたということ、また、このころ私兵(部曲)が良民から次第に賤民階級に陥落しつゝあつたことを證據立てる資料も皆無であることを指示される。しかし、氏は、部曲よりも、もつと的確に私兵をあらわすものとして家兵——私家の賤民爪牙の存在を指摘され、後漢末期より魏晉南北朝時代にかけての家兵の性格を、多數の史料にもとづき詳細に論じられるのである。氏は、「家兵とあつても、賤民より良民の方が多數を占めた場合のなきを保し難いけれども、戦亂の絶え間のなかつたこの時代に於いて、私家の賤民中の勇敢なものが家兵としてかなり自覺しい活動をしたことは十分窺へるであらう。」とのべられ、

また、「私家の爪牙を家兵と呼んだことは最早や明白であるが、同じ時代に官私の軍隊・將校・士卒・部下を部曲といつたのであるから、彼等を部曲とも呼んだことは疑ひないが、前節に引用した諸文獻をみると晉書張光傳に『家世有部曲』とあり、同書周勰傳に『吳興郡功曹徐叡（中略）有部曲』とあり、宋書范曄傳に『有家兵部曲』とあり、南齊書張瓌傳に『瓌宅中常有父時舊部曲數百』とあり、梁書張孝秀傳に『有田數十頃、部曲數百人、率以力田』とあり、北齊書平秦王歸彥傳に『常聽將私部曲三人帶刀入仗』とあつて、實際上さう呼んでゐたことが明瞭である。また家兵則ち私家の部曲は、家族の外、召抱への劍客武芸者が指揮者となつてゐた場合が尠くなかつたけれども、壓倒的多數を占めたものは賤民であり、従つて家兵の代表的なものは賤民部曲であつた筈である。のみならず指揮者たる主人並に劍客達から言へば、部下たる賤民は己の部曲（部下）であつた。さすれば年月を經過してゐる間に、其々の家で部曲と言へば専ら家兵たる賤民を指すやうになるのは當然起るべき現象であり、『彼は甲家の部曲である』と言へば、『彼は甲家の賤民である』といふに等しい状態になつても不思議はないが、私はかうした事こそ、後ち部曲の語が私賤民の一種に對する法制的呼稱化した大原因であつたと信ずる。」とのべられる（同書四七頁以下）。

氏の論旨は、誠に明快であつて、家兵が私家の部曲と同義的に用いられることの多いこと、家兵の内壓倒的多數を占めたものが賤民であつたこと、右の二點より部曲の語が私賤民の一種に對する法制的呼稱となつた、と論斷されるのである。

但し、ここで問題となるのは、氏自身の指示されるように、家兵は賤民からのみなるものではなく良民の方が多數を占める場合のなきを保し難いということ、すなわち、家兵は、本來、良民・賤民を共に含むものであるということである。唐法上の部曲が家兵——私家の部曲に由來することは、氏の研究によつて不動のものとなつたのであり、部

曲を私賤民と規定するについて家兵に賤民の多いことが大なる影響を興えたことは、氏の指示される通りであるが、しかし、良民・賤民を共に含む家兵（私家の部曲）を私賤民たる部曲として限定したことは、重大な變更である、という點に注意しなければならない。この變更は、如何に考察すべきであろうか。部曲が家兵に由來するという説明では、この變更そのものを把握することはできないのである。氏は、唐法上の部曲と同じ言葉が、藪から棒式に、北周書（卷六）武帝紀下、建德六年十一月條の『詔、自永熙三年七月己未、去年十月己前、東土之民、被抄略在化内爲奴婢者、及平江陵之後、良人沒爲奴婢者、並宜放免、所在附籍、一同民伍、若舊主人、猶須共居、聽留爲部曲客女。』という詔に出てくる、とされるが、むしろ、かかる重大な、すなわち、革新的な變更であるが故に、藪から棒式の出かたをする、といえないであらうか。この點は、慎重な吟味を要すると思われるのである。

家兵は、繰返して論じたように、良民と賤民を共に含んだ有力な私家の爪牙であるから、もし、私兵が官兵を克服する程の發展をとげ軍制の根本となつたならば、——すなわち、封建的體制が確立されたならば、恰も、日本の鎌倉時代の御家人のように、家兵には良民よりも上位の身分のものをも包括する可能性があつたのである。しかるに、家兵（私家の部曲）を私賤民として規制する政策の方向は、封建的體制を否定しそれを克服するところの官僚制的支配確立の方向に他ならない。軍制においては、官兵を根本とし、私兵を否定することである。それ故、部曲を私賤民として限定し規制することは、封建的體制の殘存を克服する諸種の政策の一環として理解する必要があるのである。建徳六年十一月詔が唐突としてあらわれるのも、かかる意味において把握すべきであらう。

部曲を下級男性賤民ではなくして上級男性賤民として位置づけたことは、或る場合には良民以上に上昇する可能性のある階層を引下げるのであるから、そこに妥協的な配慮をなさざるを得なかつた、といえないであらうか。

しかるに、敦煌發見唐戸婚律の舊條文と新條文の相違にみられるように、新條文に部曲保護の關心が認められることは、右述したことを前提として考察するならば、官僚制的支配の確立に應じて部曲の賤民としての地位が固定したこと、むしろ賤民階層を抑壓する政策として賤民階層の中の内部的な隔差を強化すること、従つて、内部的隔差強化の手段として部曲保護への配慮を示すこと、右の事柄を意味するものと解されるのである。

日本の大寶・養老律令の規定する賤民制の中に、唐律令に認められる如き賤民階層の抑壓についての周到なる配慮を認めることができるであらうか。それは、はなはだ疑問であるといわざるを得ないのである。

大寶・養老律令における家人が、單に賤民たる家人（唐法の部曲に該當するものとして用いられている）にとどまらずして、家内の人たる意義を有し、その用例の認められることは、つとに坂本太郎氏が、名例律逸文、鬪訟律逸文、衛禁律、賦役令、假寧令、獄令について指示されたところである（坂本太郎・「家人の系譜」・史學雜誌第五十八編第一號）。

氏は、家内の人たる意義に用いられた家人に該當する唐法の言葉が家人である、とのべられている。従つて、唐律令では、部曲と家人で兩者を明確に區別していたのに對し、大寶・養老律令ではそのような區別はなく、家人が、唐律令の部曲たる意義にも、家人たる意義にも用いられたことが、判明する。これは、極めて重要である。というのは、武家の家人へつながるものとして、平安時代より王臣家人、大臣家人等の複合的な名辭で文獻にあらわれる家人があるが、律令の家人には、その源流を示すものがあると考えられ、それ故、律令の家人は、貴族の家内人から私賤にいたるまでのものを含む包括的な概念であることがわかるからである。私的隸從者という點に注目して貴族の私的隸從者から庶民の私的隸從者にいたるまでそれに家人なる名稱を附したとも考えられる。要するに、中國法上にみられた

家兵・部曲を私賤民として限定・規制するという如き徹底せる政策を、大寶・養老律令の家人に關する規定に認めることはできないのである。

賤民たる家人とは全く別の意義をもつ家人の用例が、單に律令の用語にとどまらずして、社會にも通用されたものであつたことは、坂本太郎氏が、三代實錄、文德實錄の史料によつて指摘されたところである(同書七頁以下)。しかも、賤民たる家人が、却つて、官府用語にとどまり、社會的な通用語でなかつたとして、「之について最もよい参考となるものは奈良時代の戸籍に家人と明記された賤民の一人も見えてゐないことである。明記されてはゐなくても家人の實に當る賤民は存在してゐること、それは奴婢と一律に記されてゐる者の中から家族を持つ者を抽出することよつて求め得るといふことは、嘗て石母田正氏の論證した所であるが、そのことは家人といふ言葉が全く社會に根を下してゐなかつたことを示すものではあるまいか。律令の條文に照らせば家人と云はるべきものも社會では奴婢と稱するのが慣例であつたのである。よく引用される法隆寺の流記資財帳の奴婢の記載もこのことを物語る。同書には同寺所有の賤民を記して、家人壹佰貳拾參口奴婢參佰捌拾伍口と一應區別してはゐるが、その家人の内譯には奴六十八口婢五十五口と記して家人が實は奴婢と稱せられてゐた實情を暴露する。又解放を訴へて未だ判決を得ない賤民を注して『廿五口訴未_レ判_レ竟_レ者。在大倭國十市郡與_レ山背國宇遲郡。奴九口婢十六口。蓋家人者。』とあることも通用語に従つて一應奴婢と記した後該當の法律用語を反省しそれを附記して記事に權威を與へんとした筆者の心的經過を物語り、いかに家人といふ語が人々になじまない生硬な法律用語であつたかを示すのである。」とのべられている(同書一五頁)。

唐法上の部曲、すなわち上級私賤民に該當する實體が、大寶・養老律令編纂の當時において存在しなかつたのであ

り、そのような實體をもたざる單なる法律用語として、家人を部曲に比當せしめたのであつて、しかも、戸令家人所生條の穴説に『穴云。問。兩家々人何。答。依_三捕亡令_一。從_三母也_一。家人奴婢同類故。』とある如く、法の解釋においてさえも、家人奴婢を同類とみなす説が存したのである。しかるに、他方、家内の人たる意義の家人については、その實體が存在し、しかも、家内の人たる意義から容易に轉じて家務に従事する人々——一家に私的な隸屬關係をもつ人々（坂本太郎氏）たる意義を有し得ることを考えるならば（假寧令官人遠任條には『凡官人。遠任及公使。父母喪應_三解官。無人告者。聽_下家人經_三所在官司_一。陳牒告追。若奉_三勅出使。及任居_三邊要_二者。申_三官處分_一。』とあり、この條文の家人は、家内の人たる意義のみならず、家務に従事する人たる意義をも有し得るものである。）、この私的隸從者たる意義を擴大して、上級私賤民たる家人を法律用語として作成し唐法に對應せしめたとみるのが、穩當なのではなからうか。要するに、大寶・養老律令編纂當時の日本においては、家人は——或は私的隸屬者は、そのように包括的な概念であつたことは、確乎たる事實であり、かかる私的隸從者を唐法の如く私賤民と限定・規制することは不可能であつたのであるが、むしろ反對に、私的隸從者の一側面に依據して上級私賤民そのものの概念を法律用語として作成した、と考えられるのである。

右の唐の部曲にかえてわが律令が何故に家人の語を用いたかという問題について、坂本太郎氏は、その消極的理由と積極的理由をあげられる。消極的理由は、部曲なる語が律令制定前に既に行われ賤民とは異なる身分の人々を指す言葉であつたから、それとの概念の混同を防ぐ必要があつたということであり、積極的理由の主たるものは、當時もしくは以前に實際に行われたものであつたからそれを踏襲制度化したのであるという歴史的理由をあげられ、雄略天皇紀九年條の吉備上道敷島田邑の家人部を指示される。しかし、實際の慣行を踏襲制度化したといつても、その實際

は、右の家人部の史料一つである。氏の示された消極的理由については問題はないが、積極的理由については吟味を要する。賤民たる家人が單なる法律用語であつて、社會に根をおろさない言葉であつたことは、氏の論證されたところであり、唐法の部曲に該當する上級賤民なるものも、社會にその實體を有し得なかつたことは、氏の指示されたところである。もし、積極的理由として歴史的理由が考えられ、踏襲制度化し得る慣行が存したとするならば、律令制定當時の日本の社會において、上級賤民たる家人の實體が存しないという如きことは、到底あり得べからざることである。賤民たる家人の實體が存しないとすれば、踏襲制度化し得る慣行もまた存しないとしなければならぬ。

雄略天皇紀九年條には『これに由りて、大海欣悦びて、自默もたをること能はず、韓からの奴やこ、室むろ、兄麻呂えまろ、弟麻呂おまろ、御倉くら、小倉せくら、針はりの六口むつぐちを大連に送りき。吉備きびの上道かみつみちの蚊島田かしまだの邑むらの家人部やかひじぶはこれなり。』とある。坂本太郎氏の指摘せられるように、家人部は、吉備上道蚊島田邑という行政區域にかけてよばれていて、當時の部民一般と共通する性格を示している。もしこれが私賤民であれば、その隸屬する家または人の名にかけてよばなければならない。家人部の部民たる性格は明白である。但し、この家人部は、雄略天皇紀によつて認められるように、韓奴との系譜的關係を示唆するものがあり、この點に即して、氏は「家人部の構成に韓奴が何等かの關係をもつてゐたことは明らかである。して見れば家人といふ言葉は何等かの意味で奴隸を表象する言葉として用ひられたものではあるまいか。中國に於ける家人は多くの意義をもつてゐたが、私家の奴隸の意味もあつたといふことは宮崎博士、玉井是博氏等の論證した所であるから、さうした意味での家人が我が大化以前に外來文化の知識をもつた少數の人々の間に知られてゐたことは考へられぬことはない。基本的には奴婢ではないがある部分に奴婢に關聯の深いものをもつた部に名づくるに奴婢に準ずる家人の名を以てしたのが家人部であり、それは當時としてはハイカラな異國趣味的な名稱であつたのではあるま

いか。従つてさまで普遍的な存在でもなく、その名もさまで流布しなかつたのではあるまいか。」とのべられ、賤民たる家人の源流とされる（同書一八頁以下）。

しかし、家人について多くの意義のある中でとくに私家の奴隸たる意味を強調したのであるならば、何故にそれを部民として編成したのであろうか。そこには避くべからざる矛盾があり、家人部の家人を私家の賤民たる意義に用いられているとみなすことは、困難なのではなからうか。更にまた、この家人部が、韓奴に系譜を有するというように、歸化人の部として考えられるのではないか——少くともそのように考察した方が、ハイカラな異國趣味的な名稱というよりも、家人部の流布し得なかつた理由の説明として自然である。韓奴たちがその本國でよばれていた家人なる名稱が、そのまま部の名稱として用いられたとみるならば、家人部に含まれる私家の賤民と部民という矛盾を解決し得るであらう。それ故、これは歸化人の部について認められる特殊な事例であつて、律令制の家人の——或は上級私家賤民の源流となり得るような慣行ではない。しかしてまた、それは、家人に含まれる多様な意義の中で、私家の奴隸たる意義の強いことを主張し得る根據ともならない。この時代より律令制定時までの日本において、私家隸従者を一般的に賤民として限定規制する如き政策を打出すことは困難であり、従つてまた賤民階級の内部的隔差を強化する如き政策を打出すことも困難であつた。

これを要するに、文獻考證の上においても、實際の社會の支配體制に即してみても、大寶律養老律の戸婚律放家人爲良還壓條は、敦煌發見唐戸婚律の舊條文すなわち永徽律を繼受したものであることは、動かすことができない。他方また、大寶律養老律傳承の過程において、唐開元律に依據する妄改の行われる可能性が存したことも、否定し得ないのである。